

自筆証書遺言書の作成時の注意事項

本文は、遺言者本人が**自書（手書き）**しなければなりません。

遺言書

1. 長女花子に、別紙の不動産を相続させる。
2. 長男一郎に、私名義の(株)法務組の株式12000株を相続させる。

作成年月日が必要です。

署名押印が必要です。

令和2年7月10日

法務太郎 **印**

別紙

目録

九段下 **印**

1. 所在 東京都千代田区(霞が関)1丁目
地番 ○番○
地目 宅地
地積 350平方メートル

訂正した場合、

- ・訂正部分に押印が必要です。
- ・訂正した旨を**自書**しなければなりません。

目録にも署名押印が必要です。

法務太郎 **印**

上記1中、3字削除3字追加
法務太郎

目録は、パソコンで作成したものや通帳などのコピーでも構いません。



法務局では、
遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

自筆証書遺言書の保管の申請に必要なもの

※遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返還されません。

- ・自筆証書遺言書（用紙の大きさはA4版、片面で、とじたり封のされていないもの）
- ・申請書（法務省指定の様式）
- ・添付書類（本籍の記載のある住民票の写しなど）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ・手数料（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

自筆証書遺言書の保管の申請先

※ただし、既に遺言書を預けている場合には、その遺言書保管所が申請先となります。

遺言者の①**住所地**か②**本籍地**か③**所有する不動産の所在地**のいずれかを管轄する遺言書保管所（東京法務局では、本局・支局・板橋出張所の5か所）

※遺言書保管の申請をする際は、予約が必要となります。

管轄する遺言書保管所や予約の方法（令和2年7月1日予約開始）
については、法務省ホームページにてご確認ください。

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続は、法務省ホームページをご覧ください。

法務省 遺言書保管制度

